



# 熊本県公報

第 1 2 4 9 2 号  
平成 28 年 2 月 9 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更の届出……………（障がい者支援課） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（ 〃 ） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更の届出……………（ 〃 ） 2
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（ 〃 ） 2
- 土砂災害警戒区域の指定……………（ 〃 ） 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（ 〃 ） 5
- 八代都市計画下水道事業八代公共下水道の事業計画変更認可……………（下水環境課） 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新……………（障がい者支援課） 9
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 9

**公 告**

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………（商工振興金融課） 11
- 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項……………（県政情報文書課） 13
- 肥料登録有効期間更新……………（農業技術課） 14
- 建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく公告……………（監理課） 14
- 公共測量の終了……………（ 〃 ） 15

**登 載 依 頼**

- 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会） 15
- 熊本県知事選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧期間……………（選挙管理委員会） 17
- 熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………（教育政策課） 17

**正 誤**

- 平成 28 年 1 月 26 日熊本県公報第 1 2 4 8 8 号目次中……………（障がい者支援課） 25

## 告 示

### 熊本県告示第 1 1 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 69 条の規定により告示する。  
平成 28 年 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
佐藤眼科・内科	医療機関の名称	佐藤眼科	佐藤眼科・内科	平成 27 年 5 月 1 日
うさぎの谷薬局泗水店	医療機関の名称	ノムラ薬局泗水店	うさぎの谷薬局泗水店	平成 28 年 1 月 1 日

### 熊本県告示第 1 1 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 28 年 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
一般社団法人玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センター 玉名市玉名 2 1 7 2 番地	平成 28 年 2 月 1 日
まつした調剤薬局 八代市横手新町 2 号 2 0 番地	平成 28 年 2 月 1 日
四ッ山はるかぜ薬局 荒尾市四ッ山町三丁目 1 番 2 号	平成 28 年 2 月 1 日

熊本県告示第 1 1 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 69 条の規定により告示する。

平成 28 年 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
うさぎの谷薬局泗水店	医療機関の名称	ノムラ薬局泗水店	うさぎの谷薬局泗水店	平成 28 年 1 月 1 日

熊本県告示第 1 1 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 28 年 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川内川 1	津奈木町千代	別図 1 のとおり	土石流
川内川 3	津奈木町千代	別図 2 のとおり	土石流
高野川	津奈木町千代	別図 3 のとおり	土石流
湯尻川 II	津奈木町千代	別図 4 のとおり	土石流
日添一 8	津奈木町福浜	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 5 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 2 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 28 年 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
赤崎川	津奈木町福浜	別図 1 のとおり	土石流	別図 1 のとおり
川内川 2	津奈木町千代	別図 2 のとおり	土石流	別図 2 のとおり
浜平川 II	津奈木町岩城	別図 3 のとおり	土石流	別図 3 のとおり
日添-1	津奈木町福浜	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
日添-2	津奈木町福浜	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
日添-3	津奈木町福浜	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
日添-4	津奈木町福浜	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
日添-5	津奈木町福浜	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
日添-6	津奈木町福浜	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
日添-7	津奈木町福浜	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
日添-9	津奈木町福浜	別図 11 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
日添-10	津奈木町福浜	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
日添-11	津奈木町福浜	別図 13 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
日添-12	津奈木町福浜	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
日添-13	津奈木町福浜	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
日添-14	津奈木町福浜	別図 16 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
上下門-1	津奈木町千代	別図 17 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
上下門-2	津奈木町千代	別図 18 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
上下門-3	津奈木町千代	別図 19 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり
泊-1	津奈木町岩城	別図 20 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
泊-2	津奈木町岩城	別図 21 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
川内	津奈木町千代	別図 22 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり

赤崎 B-1	津奈木町福浜	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
赤崎 B-2	津奈木町福浜	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
日添 A-1	津奈木町福浜	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
日添 A-2	津奈木町福浜	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
赤崎 D-1	津奈木町福浜	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
赤崎 D-2	津奈木町福浜	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
赤崎 D-3	津奈木町福浜	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
上川内 A	津奈木町千代	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
上川内 H-1	津奈木町千代	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
上川内 H-2	津奈木町千代	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
上川内 G	津奈木町千代	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
上川内 B	津奈木町千代	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
泊	津奈木町岩城	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
船泊	津奈木町岩城	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
泊 C-1	津奈木町岩城	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
泊 C-2	津奈木町岩城	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
古川 A-1	津奈木町岩城	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
古川 A-2	津奈木町岩城	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
浜平	津奈木町岩城	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
上川内 C-1	津奈木町千代	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
上川内 C-2	津奈木町千代	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
上川内 E	津奈木町千代	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
上川内 F-1	津奈木町千代	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
上川内 F-2	津奈木町千代	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり

上下門 2-1	津奈木町千代	別図 47 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 47 のとおり
上下門 2-2	津奈木町千代	別図 48 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 48 のとおり
上川内 1	津奈木町千代	別図 49 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 49 のとおり

(別図 1 から別図 49 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1 2 1 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成 28 年 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中尾（中尾 1）	苓北町志岐	別図 1 のとおり	土石流
沖の田川-1	苓北町都呂々	別図 2 のとおり	土石流
中尾（中尾 2）	苓北町志岐	別図 3 のとおり	土石流
大河内西	苓北町都呂々	別図 4 のとおり	土石流
大河内（大河内 2）	苓北町都呂々	別図 5 のとおり	土石流
上黒瀬 1-5	苓北町年柄	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図 1 から別図 6 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1 2 2 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 28 年 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
沖の田川－2	苓北町都呂々	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
沖の田川－3	苓北町都呂々	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
笹尾川	苓北町都呂々	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
中尾（中尾3）	苓北町志岐	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
中尾（中尾4）	苓北町志岐	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
大河内東	苓北町都呂々	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
第二中尾橋4	苓北町志岐	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
立見－1	苓北町都呂々	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
立見－2	苓北町都呂々	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
立見－3	苓北町都呂々	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
立見－4	苓北町都呂々	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
多田羅－1	苓北町都呂々	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
多田羅－2	苓北町都呂々	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大川内－1	苓北町都呂々	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大川内－2	苓北町都呂々	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大川内－3	苓北町都呂々	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大川内－4	苓北町都呂々	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大川内－5	苓北町都呂々	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
笹尾－1	苓北町都呂々	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
笹尾－2	苓北町都呂々	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
尾名瀬橋2	苓北町都呂々	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
上－1	苓北町都呂々	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

上-2	荅北町都呂々	別図 2 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 3 のとおり
上-3	荅北町都呂々	別図 2 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 4 のとおり
上黒瀬 1-1	荅北町年柄	別図 2 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 5 のとおり
上黒瀬 1-2	荅北町年柄	別図 2 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 6 のとおり
上黒瀬 1-3	荅北町年柄	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
上黒瀬 1-4	荅北町年柄	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
上黒瀬 2-1	荅北町年柄	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
上黒瀬 2-2	荅北町年柄	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
金比羅宮前-1	荅北町都呂々	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
金比羅宮前-2	荅北町都呂々	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
金比羅宮前-3	荅北町都呂々	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
金比羅宮前-4	荅北町都呂々	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
金比羅宮前-5	荅北町都呂々	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
下檜橋下-1	荅北町年柄	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
下檜橋下-2	荅北町年柄	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
下檜橋下-3	荅北町年柄	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
下檜橋下-4	荅北町年柄	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
下檜橋下-5	荅北町年柄	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
狸川内 1	荅北町都呂々	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
金比羅宮下 1-1	荅北町都呂々	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
金比羅宮下 1-2	荅北町都呂々	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
金比羅宮下 1-3	荅北町都呂々	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
金比羅宮下 1-4	荅北町都呂々	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
金比羅宮下 2-1	荅北町都呂々	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり

金比羅宮下 2-2	苓北町都呂々	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
金比羅宮下 2-3	苓北町都呂々	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
金比羅宮下 2-4	苓北町都呂々	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり
金比羅宮下 2-5	苓北町都呂々	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
金比羅宮下 3-1	苓北町都呂々	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
金比羅宮下 3-2	苓北町都呂々	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
金比羅宮下 4	苓北町都呂々	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
尾名瀬橋 1-1	苓北町都呂々	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
尾名瀬橋 1-2	苓北町都呂々	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
尾名瀬橋 1-3	苓北町都呂々	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
第一中尾橋 1	苓北町志岐	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
第一中尾橋 2	苓北町志岐	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
第二中尾橋 1	苓北町志岐	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
第二中尾橋 3-1	苓北町志岐	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
第二中尾橋 3-2	苓北町志岐	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
第二中尾橋下 1-1	苓北町志岐	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
第二中尾橋下 1-2	苓北町志岐	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
第二中尾橋下 2	苓北町志岐	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
第一中尾橋下-1	苓北町志岐	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
第一中尾橋下-2	苓北町志岐	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
第一中尾橋横	苓北町志岐	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり
飛都呂-1	苓北町年柄	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
飛都呂-2	苓北町年柄	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり



(別図1から別図69までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第123号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類 八代都市計画下水道事業八代公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年3月2日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和49年熊本県告示第168号、昭和51年熊本県告示第49号、昭和53年熊本県告示第242号、昭和54年熊本県告示第230号、昭和56年熊本県告示第461号、昭和60年熊本県告示第207号、昭和63年熊本県告示第746号、平成元年熊本県告示第623号、平成3年熊本県告示第955号、平成6年熊本県告示第780号、平成9年熊本県告示第199号、平成11年熊本県告示第280号、平成15年熊本県告示第813号、平成16年熊本県告示第795号、平成17年熊本県告示第369号、平成19年熊本県告示第4号、平成21年熊本県告示第24号及び平成24年熊本県告示第386号の事業地のうち、新港町三丁目において事業地を変更し、郡築六番町を削る。

(2) 使用の部分

昭和49年熊本県告示第168号、昭和51年熊本県告示第49号、昭和53年熊本県告示第242号、昭和54年熊本県告示第230号、昭和56年熊本県告示第461号、昭和60年熊本県告示第207号、昭和63年熊本県告示第746号、平成元年熊本県告示第623号、平成3年熊本県告示第955号、平成6年熊本県告示第780号、平成9年熊本県告示第199号、平成11年熊本県告示第280号、平成15年熊本県告示第813号、平成16年熊本県告示第795号、平成17年熊本県告示第369号、平成19年熊本県告示第4号、平成21年熊本県告示第24号及び平成24年熊本県告示第386号の事業地のうち、沖町及び永碇町において事業地を変更し、郡築五番町及び郡築六番町を削る。

熊本県告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
有限会社調剤薬局ケンコー堂シティーモール前店 荒尾市荒尾4160番地267	平成28年2月1日
菊陽調剤薬局 菊池郡菊陽町津久礼2486番地9	平成28年2月1日

熊本県告示第125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年2月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	265号	阿蘇市一の宮町坂梨字箱石 3885番地先から 同所	前	14.7 ~ 21.8	53.5	災害復旧

		3885番地先まで	後	19.3 ～ 40.0	53.5		
		阿蘇市一の宮町坂梨字箱石 3885番地先から	前	13.2 ～ 14.7	48.8		
		同所 3885番地先まで	後	13.2 ～ 43.6	48.8		
		阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽 10番232-4地先から	前	11.2 ～ 45.1	160.8		
		同所 10番236-1地先まで	後	11.2 ～ 58.4	160.8		
		阿蘇郡高森町大字上色見字戸ノ下 2028番1地先から	前	8.3 ～ 9.4	79.9	防安交 (災害 防除)	
		同所 2028番1地先まで	後	8.3 ～ 45.5	79.9		
		阿蘇郡高森町大字高森字城山 3536番2地先から	前	17.6 ～ 27.6	84.5		
		同所 3536番2地先まで	後	25.3 ～ 51.3	84.5		
一般県道	小地野永谷線	阿蘇市波野大字波野字池ノ上 3209番4地先から	前	9.2 ～ 10.8	26.1		災害復 旧
		同所 3209番4地先まで	後	10.2 ～ 17.3	26.1		
		阿蘇市波野大字波野字上横堀 1506番1地先から	前	8.5 ～ 14.7	40.3		
		同所 1506番1地先まで	後	12.8 ～ 20.3	40.3		
主要地方道	高森波野線	阿蘇郡高森町大字河原字仁田水 45番2地先から	前	5.9 ～ 6.1	36.8		
		同所 45番2地先まで	後	6.0 ～ 9.9	36.8		
	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字山鹿字平川 1271番1地先から	前	8.8 ～ 13.5	52.1		
		同所 1273番地先まで	後	11.7 ～ 20.5	52.1		

一般国道	2 1 2 号	阿蘇市湯浦字城 1 6 7 3 番 3 1 0 地先から 阿蘇市南宮原字村上 3 3 6 番 3 3 3 地先まで	前	13.5 ～ 27.1	208.0	防交安 (災害 防除)
			後	14.3 ～ 39.1	208.0	
主要地方道	菊池赤水 線	阿蘇市車帰字大平 3 6 9 番 9 0 地先から 同所 3 6 9 番 4 8 地先まで	前	12.0 ～ 34.4	175.0	
			後	13.8 ～ 58.5	175.0	
一般県道	産山小地 野線	阿蘇郡産山村大字大利字釜床 ノ上 3 6 3 番地先から 同所 3 5 9 番 1 地先まで	前	11.0 ～ 28.1	64.4	
			後	19.4 ～ 34.9	64.4	
	上色見草 部線	阿蘇郡高森町大字草部字白水 2 3 0 番 2 地先から 阿蘇郡高森町大字草部字木郷 2 8 3 番地先まで	前	3.2 ～ 5.3	204.8	単防災
			後	4.4 ～ 27.6	204.8	
内牧停車 場線	阿蘇市乙姫字東無田上 3 5 1 番 2 地先から 阿蘇市狩尾字上甲賀 6 2 4 番 1 地先まで	前	6.9 ～ 22.6	161.0	やさ道 (交通 安全)	
		後	10.1 ～ 22.6	161.0		
主要地方道	南小国波 野線	阿蘇郡産山村大字山鹿字井手 大祖 6 5 5 番 1 地先から 同所 6 5 2 番 1 地先まで	前	14.6 ～ 17.8	38.6	災害復 旧
			後	14.6 ～ 50.6	38.6	
一般県道	高森竹田 線	阿蘇市波野大字中江字高木 4 1 4 番 2 地先から 同所 4 1 4 番 2 地先まで	前	6.2 ～ 9.7	51.4	
			後	6.9 ～ 12.0	53.8	

2 区域を変更する期日 平成 2 8 年 2 月 9 日

**公 告**

**熊本県公告第 8 0 号**

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 2 8 年 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
宇城ショッピングプラザパルシェ  
宇城市松橋町曲野152番地
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合資会社マスイクリーナーズ 代表社員 増井 俊朗 宇城市松橋町松橋1019番地	同 左
有限会社緒方パン 代表取締役社長 緒方 一成 宇城市松橋町松橋500番地	退 店
トマト倶楽部 丘 清哉 宇城市松橋町松橋859番地3	同 左
有限会社野村物産 代表取締役社長 野村 仁規 宇城市小川町江頭421番地2	同 左
有限会社八木 代表取締役社長 八木 和雄 宇城市松橋町松橋923番地3	同 左
有限会社かず美 代表取締役社長 櫛山 幸雄 宇城市松橋町曲野152番地	同 左
有限会社パルハーツ 代表取締役社長 八木 和雄 宇城市松橋町曲野152番地	退 店
株式会社黒潮市場 代表取締役社長 緒方 達郎 熊本市北区楠七丁目8番10号	退 店
有限会社パルシェ 代表取締役社長 八木 和雄 宇城市松橋町曲野152番地	退 店
光学堂 山本 政治 宇城市松橋町松橋860番地3	退 店
有限会社ジェイプラス 代表取締役社長 宮村 晃一 福岡県小郡市祇園二丁目8番1号	退 店
株式会社エル販売 代表取締役社長 村山 成之 熊本市南区流通団地一丁目57番地	退 店
一心堂老舗 須藤 潤 宇城市本町二丁目35	退 店
中川商会 中川 康弘 熊本市東区新外二丁目7番74号	退 店
入 店	株式会社ALEXANDER & SUN 代表取締役社長 河村 沅玲 東京都新宿区新宿五丁目17番13号オリエンタルウェーブビル6F

3 届出年月日

平成 28 年 1 月 20 日  
 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課  
 平成 28 年 2 月 9 日から平成 28 年 6 月 9 日まで

熊本県公告第 81 号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 28 年 2 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項  
 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成 13 年熊本県公告第 232 号の 2）  
 の一部を次のように改正する。  
 別表を次のように改める。

別表(第2の1(2)関係)

部 局 名	計画等の名称
知事公室	熊本県地域防災計画
総務部	熊本県消防広域化推進計画
企画振興部	くまもと県南フードバレー構想
	熊本県過疎地域自立促進方針
	熊本県過疎地域自立促進計画
	国土利用計画（熊本県計画）－第四次－
	熊本県土地利用基本計画
	新熊本県土地対策要綱
	第六次水俣・芦北地域振興計画
	宇土天草地域半島振興計画
	熊本県山村振興基本方針
	熊本県離島振興計画
	熊本県文化振興基本方針
	ふるさと五木村づくり計画
	熊本県情報化施策推進方針
健康福祉部	第 6 次熊本県保健医療計画
	熊本県やさしいまちづくり推進計画
	第 2 期熊本県地域福祉支援計画「くまもと夢支縁集」
	くまもとユニバーサルデザイン振興指針
	熊本県感染症予防計画
	熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画
	第 2 次熊本県動物愛護・管理推進計画
	第 6 期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「長寿・安心・くまもとプラン」
	熊本県地域ケア体制整備構想
	くまもと子ども・子育てプラン
	熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 3 次）
	第 3 期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画
	熊本県家庭的養護推進計画
	第 5 期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」
	熊本県障がい福祉計画（第 4 期）
	第 3 次くまもと 21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）
	くまもと食で育む命・絆・夢プラン（熊本県健康食生活・食育推進計画）
環境生活部	第三次熊本県環境基本指針
	第四次熊本県環境基本計画
	地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画
	有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第 2 期行動計画
	熊本県野生動植物の多様性保全基本方針
	第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画
	生物多様性くまもと戦略
	熊本県一般廃棄物処理広域化計画
	熊本県廃棄物処理計画
	熊本県産業廃棄物公共関与基本計画
	くまもと食の安全安心のための基本方針
	第 3 次熊本県食の安全安心推進計画
	第 9 次熊本県交通安全計画
	第 2 次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画
	第 3 次熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと 21」
	熊本県パートナーシップ指針
	熊本県人権教育・啓発基本計画（第 2 次改訂版）

商工観光労働部	熊本県労働・人材育成計画「人と仕事いきいきプラン」
	熊本県総合エネルギー計画
	熊本県産業振興ビジョン2011
	ようこそくまもと観光立県推進計画（平成24～27年度）
	くまもと国際化総合指針～世界の活力を熊本へ・熊本の活力を世界へ～
農林水産部	熊本県食料・農業・農村計画
	熊本県水産業振興基本構想
	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	熊本県農業振興地域整備基本方針
	熊本県農村地域工業等導入基本計画
	地域森林計画
土木部	新熊本県建設産業振興プラン
	熊本CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）基本構想
	熊本県広域道路整備基本計画
	熊本県の道路整備に関する中長期計画
	熊本県景観づくり基本計画
	くまもと生活排水処理構想2011
	熊本港港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県の港湾ビジョン
	熊本県建築物耐震改修促進計画
	熊本県住宅マスタープラン
	第2期熊本県高齢者居住安定確保計画（くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン）
	備考 この別表は、県政情報文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年1回改正するものとする。

**熊本県公告第82号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成28年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1386号	液状複合肥料	アミノジューシー N-14	窒素全量：14.0 水溶性りん酸：2.9 水溶性加里：2.0 水溶性苦土：2.9 水溶性ほう素：0.05	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	熊本県果実農業協同組合連合会 熊本県熊本市東区小山町1846番地	平成31年2月25日

**熊本県公告第83号**

建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により次のとおり公告する。

なお、この公告の日から30日以内に申出がないときは、同法第29条の2第1項の規定により建設業者の許可を取り消すことがあるので、営業所の所在地を変更して建設業を営んでいる場合にあっては同法第11条第1項の変更届出書を、建設業を廃止している場合にあっては同法第12条の規定による届出書を提出すること。

平成28年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 営業所の所在地又は所在が確知できない建設業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
  - 川辺工務店  
熊本市西区中原町1276-4  
代表取締役 川邊 敬助

- (2) 熊本県知事許可(般-24)第1250号  
 有限会社今田商店  
 下益城郡美里町松野原108  
 取締役 松川 登
- (3) 熊本県知事許可(般-24)第7690号  
 株式会社林生工業  
 八代市敷川内町三宮3788-1  
 代表取締役 麻生 秀則
- (4) 熊本県知事許可(般-23)第8788号  
 有限会社森園鉄工所  
 熊本市中央区坪井六丁目16-1  
 代表取締役 森園 清隆
- (5) 熊本県知事許可(般-23)第8928号  
 有限会社日宝産業  
 熊本市東区健軍本町21-12  
 代表取締役 甲斐 龍巳
- (6) 熊本県知事許可(般-24)第13332号  
 有限会社松電  
 上益城郡益城町広崎368-3  
 代表取締役 松下 功
- (7) 熊本県知事許可(般-24)第15361号  
 株式会社ライジング技建  
 人吉市灰久保町3-5  
 代表取締役 平田 哲也
- (8) 熊本県知事許可(般-23)第17087号  
 有限会社管工技研  
 熊本市東区健軍二丁目12-4  
 代表取締役 木村 誠也

2 申出先  
 熊本県土木部監理課

**熊本県公告第84号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宇城市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(3級水準測量及び1000数値地形図データ作成)	平成27年10月21日から 平成28年1月25日まで	宇城市小川町新田出地内

**登載依頼**

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月9日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

**熊本県人事委員会規則第2号**

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県へき地手当等に関する規則(平成6年熊本県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「規定する旧総合病院」を「規定する病院」に、「総合旧総合病院」を「総合病院」に改め、同条第9号中「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第12条関係)

へ き 地 学 校 表

校 別	市 町 村	へ き 地 学 校	級別区分
小 学 校	八 代 市	泉第八小学校	4級
		泉小学校	1級
	水 俣 市	久木野小学校	1級

	天 草 市	深海小学校	2 級	
		御所浦小学校		
		天草小学校		
		牛深小学校	牛深小学校	1 級
			久玉小学校	
			大楠小学校	
			河浦小学校	
	上 天 草 市	湯島小学校	3 級	
		姫戸小学校	1 級	
		龍ヶ岳小学校		
	南 小 国 町	りんどうヶ丘小学校	1 級	
	産 山 村	産山小学校	1 級	
	高 森 町	高森東小学校	3 級	
	山 都 町	清和小学校	1 級	
		蘇陽小学校		
		蘇陽南小学校		
	芦 北 町	大野小学校	2 級	
		海路小学校上原分校	1 級	
		佐敷小学校伏木氏分校		
		海路小学校		
吉尾小学校				
多 良 木 町	槻木小学校	2 級		
	黒肥地小学校柳野分校	1 級		
	宮ヶ野小学校			
水 上 村	湯山小学校	1 級		
五 木 村	五木東小学校	1 級		
中 学 校	八 代 市	泉中学校	1 級	
		天 草 市	御所浦中学校	2 級
	天 草 市	天草中学校	1 級	
		牛深中学校		
		牛深東中学校		
		河浦中学校		
	上 天 草 市	湯島中学校	3 級	
		姫戸中学校	1 級	
		龍ヶ岳中学校		
	産 山 村	産山中学校	1 級	
	高 森 町	高森東中学校	3 級	
	山 都 町	清和中学校	1 級	
		蘇陽中学校		
五 木 村	五木中学校	1 級		
共同調理場	天 草 市	御所浦学校給食センター	2 級	
		天草学校給食センター		
		牛深学校給食センター	1 級	
		河浦学校給食センター		
	上 天 草 市	湯島共同調理場	3 級	
		姫戸共同調理場	1 級	
		龍ヶ岳共同調理場		
	産 山 村	産山村学校給食センター	1 級	
	高 森 町	高森東中学校給食共同調理場	3 級	

別表第 4 を次のように改める。  
別表第 4 (第 1 2 条関係)



準 へ き 地 学 校 表

校 別	市 町 村	へき地学校に準ずる学校
小 学 校	天 草 市	浦和小学校
		倉岳小学校
	阿 蘇 市	波野小学校
	美 里 町	励徳小学校
	南 小 国 町	中原小学校
	小 国 町	小国小学校
	相 良 村	相良北小学校
荅 北 町	都呂々小学校	
中 学 校	天 草 市	倉岳中学校
	阿 蘇 市	波野中学校
	小 国 町	小国中学校
共同調理場	阿 蘇 市	波野学校給食センター
	小 国 町	小国町学校給食センター

別表第5を次のように改める。  
別表第5（第13条関係）

特 別 地 域 学 校 表

校 別	市 町 村	特別の地域に所在する学校
小 学 校	上 天 草 市	維和小学校
		教良木小学校
中 学 校	天 草 市	有明中学校
	上 天 草 市	維和中学校
	水 上 村	水上中学校
共同調理場	上 天 草 市	維和共同調理場

附 則  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 9 号

公職選挙法（昭和25年法律100号）第22条第2項及び同法第23条第1項の規定に基づき、平成28年3月27日執行予定の熊本県知事選挙に伴う選挙人名簿の登録等を次のとおり行う。

平成28年2月9日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 松 永 榮 治

- 1 被登録資格の決定の基準日 平成28年3月9日（ただし、年齢については平成28年3月27日）
- 2 登録日 平成28年3月9日
- 3 縦覧期間 平成28年3月10日（午前8時30分から午後5時まで）

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月9日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊 本 県 教 育 委 員 会 規 則 第 3 号

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成13年熊本県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「自己情報開示請求書」を「自己情報（自己特定個人情報）開示請求書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、条例第32条の4第3項において準用する条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項について準用する。この場合において、前項第2号中「法定代理人」とあるのは「法定代理人又は本人の委任による代理人」と、「又は成年被後見人」とあるのは「成年被後見人であるか又は請求者に委任をした者」と読み替えるものとする。

第4条第1号中「いずれか1。ただし、」を「うちいずれか一の書類（」に、「いずれか2」を「うちいずれか二の書類）」に改め、同号ア中「運転免許証」の次に、「個人番号カード」を加え、同条第2号中「いずれか1（前号ア）」を「うちいずれか一の書類（同号ア）」に、「前号イ」を「同号イ」に、「いずれか2」を「うちいずれか二の書類」に、



用する条例第 2 4 条第 3 項及び条例第 3 2 条の 6 第 3 項に  
 5 第 2 項におい、準用する各号に定める書類は、次  
 場合の区分に、当該各号に定める書類は、次  
 (1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場  
 る書類のうちいずれか一の書類（同号アに掲げる書類）を  
 できない場合は、同号イに掲げる書類のうちいずれか一の書  
 (2) 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利  
 当該法定代理人に係る第 4 条第 1 号アに掲げる書類のうち  
 に掲げる書類を提出し、又は提示することなく、成  
 うちいずれか一の書類及び戸籍謄本、登記事項証明書、  
 はその他当該法定代理人の資格を証明するた  
 のうちいずれか一の書類として教育委員会が認めるもの  
 (3) 本人に代わって本人の委任による代理人が、開示請求、訂  
 請求をする場合当該本人の委任による代理人に係る第 4 条第 1  
 のうちいずれか一の書類（同号アに掲げる書類を提出し、又  
 ない場合は、同号イに掲げる書類のうちいずれか一の書  
 る委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又  
 受けた者であることを証明するための書類として教育委員  
 会が認めるもの

第 1 7 条 削除  
 別記第 1 号様式を次のように改める。



別記第2号様式及び別記第3号様式中「第19条第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、「(注)2」を「2」に、「規則第4条」を「熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則第4条又は第16条」に、「定める」を「規定する」に改める。

別記第4号様式中「第19条第2項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第5号様式中「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定期間延長通知書」に改め、「第19条第4項」及び「第19条第5項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第6号様式中「第14条」の次に「(第32条の4)」を、「第7項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第8号様式中「第19条第8項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第8号の2様式中「第19条の2第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式(第11条関係)

自己情報(自己特定個人情報)訂正請求書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

請求者 住所又は居所 郵便番号 ー

[法人にあつては、主たる事務所の所在地]

氏 名

[法人にあつては、その名称及び代表者の氏名]

連 絡 先

[法人にあつては、担当者の氏名及び連絡先] 電話番号( ) ー

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項(第32条の5第1項又は同条第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の訂正を請求します。

訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 [該当するものの番号を○で囲んでください。]	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(電話番号( ) ー )
本人に代わって訂正請求をする理由		

- (注) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 2 「訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る個人情報が特定できるように具体的に記載してください。
- 3 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記入してください。
- 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
- 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
- 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他( )
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他( )
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は教育委員会の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し
備考	受付年月日 年 月 日

別記第10号様式及び別記第11号様式中「第25条第2項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第12号様式中「第25条第3項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号様式中「自己情報訂正請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条第1項」及び「第25条第4項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の2様式中「第25条の2第1項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の3様式中「第25条の3」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の4様式を次のように改める。

別記第13号の4様式(第13条の4関係)

自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

請 求 者

住 所 又 は 居 所  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

郵便番号 ー

氏 名  
〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先  
〔法人にあつては、担当者の氏名及び連絡先〕

電話番号( ) ー

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項(第32条の6第1項又は第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を○で囲んでください。〕	1 未成年者    2 成年被後見人    3 請求者に委任をした者	
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(電話番号( ) ー )
本人に代わって利用停止請求をする理由		

- (注) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。  
 2 「利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る自己情報(自己特定個人情報)が特定できるように具体的に記載してください。  
 3 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めるかを含め、具体的に記入してください。  
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。  
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。  
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証                                  2 旅券 3 その他( )
代 理 人 資 格 確 認 欄	1 戸籍謄本    2 委任状    3 その他( )
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書    2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は教育委員会の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し
備 考	受付年月日    年 月 日



別記第13号の5様式及び別記第13号の6様式中「第25条の7第2項」の次に「（第32条の6第3項において準用する場合を含む。）」を加える。  
 別記第13号の7様式中「第25条の7第3項」の次に「（第32条の6第3項において準用する場合を含む。）」を加える。  
 別記第13号の8様式中「自己情報利用停止請求決定期間延長通知書」を「自己情報（自己特定個人情報）利用停止請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条の7第1項」及び「第25条の7第4項」の次に「（第32条の6第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

正 誤

平成28年1月26日熊本県公報第12488号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	15	指定の辞退	変更の届出